2　事業者は、飲用乳の容器包装に、栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム）の量（次条第４項第７号に規定するナトリウムの量を除く。）及び熱量を施行規則に定めるところにより、見やすい場所に邦文で明瞭に表示しなければならない。

3　事業者は、飲用乳の容器包装に、容器包装の分別回収のための識別表示を施行規則に定めるところにより、見やすい場所に明瞭に表示しなければならない。

（特定事項の表示基準）

第４条　事業者は、「牛乳」、「特別牛乳」、「成分調整牛乳」、「低脂肪牛乳」及び「無脂肪牛乳」以外の飲用乳を示す文言（商品名）として「牛乳」を用いることはできない。

2　（略）

3　事業者は、飲用乳を示す文言（商品名）として「ミルク」又は「乳」を用いる場合は、施行規則で定める表示基準によらなければならない。

4　事業者は、次に掲げる表示をする場合には、施行規則で定める表示基準によらなければならない。

⑴　「特濃」、「濃厚」その他当該飲用乳の乳成分を強調する表示

⑵　「特選」、「厳選」、「優良」その他当該飲用乳の品質を強調する表示

⑶　「生乳使用」に係る表示

⑷　生乳の原産地の表示

⑸　生乳以外の特色のある原材料の表示

⑹　栄養成分及び熱量の表示（第３条第２項及び次号の規定に基づく表示を除く。）

⑺　ナトリウムの量（ナトリウム塩を添加していない食品の容器包装に表示される場合に限る。）の表示

⑻　栄養機能食品である旨の表示

⑼　特定保健用食品である旨の表示

⑽　機能性表示食品である旨の表示

（特定事項の表示基準）

第４条　事業者は、「牛乳」、「特別牛乳」、「成分調整牛乳」、「低脂肪牛乳」及び「無脂肪牛乳」以外の飲用乳を示す文言（商品名，シリーズ名等）として「牛乳」を用いることはできない。

2　（略）

3　事業者は、飲用乳を示す文言（商品名，シリーズ名等）として「ミルク」又は「乳」を用いる場合は、施行規則で定める表示基準によらなければならない。

4　事業者は、次に掲げる文言を表示する場合には、施行規則で定める表示基準によらなければならない。

⑴　「特濃」、「濃厚」その他当該飲用乳の乳成分を強調する文言

⑵　「特選」、「厳選」、「優良」その他当該飲用乳の品質を強調する文言

5　事業者は、「無果汁の清涼飲料水等についての表示」（昭和48年公正取引委員会告示第４号）の適用を受ける乳飲料にあっては、施行規則で定める表示基準により、「無果汁である旨」を明瞭に表示しなければならない。

（公正取引協議会の設置）

第７条　（略）

2　公正取引協議会は事業者をもって構成する。

（違反に対する調査）

第９条　（略）

2　（略）

3　公正取引協議会は、前項の規定に違反して調査に協力しない事業者に対し、当該調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わないときは、３万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。

（違反に対する措置）

第10条　公正取引協議会は、第３条、第４条若しくは第６条の規定又は第５条の規定に基づく施行規則に違反する行為があると認めるときは、その違反行為を行った事業者に対し、その違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨、その違反行為と同種又は類似の違反行為を再び行ってはならない旨、その他これらに関連する事項を実施すべき旨を文書をもって警告することができる。

2　公正取引協議会は、前項の規定による警告を受けた事業者がこれに従っていないと認めるときは、当該事業者に対し、30万円以下の違約金を課し、除名処分をし、又は必要があると認めるときは、消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる。

3　公正取引協議会は、前条第３項又は本条第１項若しくは第２項の規定により警告をし、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく、文書をもって消費者庁長官に報告するものとする。

5　事業者は、「無果汁の清涼飲料水等についての表示」（昭和48年公正取引委員会告示第４号）の適用を受ける乳飲料にあつては、施行規則で定める基準により、「無果汁である旨」を明りように表示しなければならない。

（公正取引協議会の設置）

第７条　（略）

2　公正取引協議会は事業者をもつて構成する。

（違反に対する調査）

第９条　（略）

2　（略）

3　公正取引協議会は、前項の規定に違反して調査に協力しない事業者に対し、当該調査に協力すべき旨を文書をもつて警告し、これに従わないときは、３万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。

（違反に対する措置）

第10条　公正取引協議会は、第３条、第４条若しくは第６条の規定又は第５条の規定に基づく施行規則に違反する行為があると認めるときは、その違反行為を行つた事業者に対し、その違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨、その違反行為と同種又は類似の違反行為を再び行つてはならない旨、その他これらに関連する事項を実施すべき旨を文書をもつて警告することができる。

2　公正取引協議会は、前項の規定による警告を受けた事業者がこれに従つていないと認めるときは、当該事業者に対し、30万円以下の違約金を課し、除名処分をし、又は必要があると認めるときは、消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる。

3　公正取引協議会は、前条第３項又は本条第１項若しくは第２項の規定により警告をし、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく、文書をもつて消費者庁長官に報告するものとする。